市役所からのお知らせ

国民年金

第1号被保険者への独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が36か月以上ある場合は、8500円が加算されます。

▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。（平成38年4月1日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ受給できます。）

遺族基礎年金の額は子のある配偶者が受ける場合、基本額（77万9300円）に子の加算額（1人目と2人目の子はそれぞれ22万4300円、3人目以降は1人につき7万4800円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で障がい等級が1・2級の状態にある子をいいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上である夫が亡くなられた場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、年金額は夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある場合、老齢基礎年金を受けていた場合、または、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

問合先 市民課☎(275)6241または堺西年金事務所☎(243)7900

税

固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、平成29年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。

※免税点未満（課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満）の場合は送付されません。

また、納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。

納税通知書が届いていなかったり、内容に誤りや疑問な点があったときは税務課☎(275)6109までお問い合わせください。

固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産（土地・家屋）を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

①1月1日現在で、所有者が寡婦（寡夫）、特別障がい者または65歳以上のいずれかであること
②所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
③所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
④固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
⑤自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること

※申請は第1期納期限までに行ってください。

申請・問合先　税務課　☎（275）6109

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

保険料の納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。

キャッシュカード・通帳・通帳届出印・保険証を持って、健幸づくり課または指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。

問合先　健幸づくり課　☎（275）6374

後期高齢者医療

高額療養費制度の見直し

高額療養費とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

70歳以上の方の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり変更されます。

■自己負担限度額とその判定基準

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
課税所得145万円以上	3割	57,600円	＊（年3回まで）80,100円 （年4回から）44,400円
一般	1割	14,000円 （年間14万4000円上限）	（年3回まで）57,600円 （年4回から）44,400円
※低所得Ⅱ区分		8,000円	24,600円
※低所得Ⅰ区分			15,000円

＊医療費が26万7000円を超えた場合は、その分の1％が加算されます。

※低所得Ⅱとは、同一世帯の方全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者のこと。

※低所得Ⅰとは、同一世帯の方全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者（ただし、公的年金等控除額は

固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の

納期限は、5月31日（水）

固定資産税……1期分
都市計画税……1期分
軽自動車税……全期分

問合先　税務課☎(275)6094

自動車税

問合先
府自動車税コールセンター
☎0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

80万円として計算）または同一世帯の方全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者のこと。

問合先　府後期高齢者医療広域連合給付課☎０６（４７９０）２０３１または健幸づくり課☎（２７５）６３９２

入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることになり、平成29年10月から、次のとおり自己負担限度額が変更となります。

■65歳以上医療療養病床の自己負担限度額

医療区分Ⅰ　各日３７０円
医療区分Ⅱ・Ⅲ　各日２００円
難病患者　０円

※医療区分については、入院する際、医療機関にご確認ください。

問合先　府後期高齢者医療広域連合給付課☎０６（４７９０）２０３１または健幸づくり課☎（２７５）６３９２

7月から普通徴収（口座振替や納付書による納付）が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料制度がありませんので、4月から6月の間は口座振替や納付書による納付はありません。ただし、過年度分に対する保険料については納付書を送付します。（過年度分については口座振替できませんので、ご了承ください。）

7月中旬に平成29年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収だけの方は、年間保険料を7月から3月の9回で納付していただくことになります。

問合先　健幸づくり課☎（２７５）６３９２

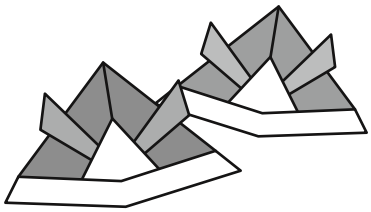

リボ払いだったの？ クレジットカードの利用明細は必ず確認

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

金融機関口座からデパートのクレジットカードの引き落としが毎月一定額あることに気づき、デパートに問い合わせると、5年前と3年前の車検代や買い物した際の代金約40万円分の支払いが今も続いていることがわかった。カードを利用するときには、いつも「翌月一括払い」と言っていたので、一括払いになっていると思っていたが、7年前にカードを契約した際、支払方法を「リボ払い」にしていたらしい。利用明細なども確認していなかったのは反省しているが、契約時にもっと分かるように説明をしてほしかった。（60歳代　女性）

ポイント　クレジットカードの支払方法には、一括払いや分割払いのほかに、利用金額や件数に関わらず、毎月一定の額や割合を支払うリボルビング払い（以下リボ払い）があります。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、手数料がかさむことがあるので注意が必要です。クレジットカードで支払う際、一括払いとしたはずなのに、リボ払いになっていたという相談があります。カードを申し込む際は、初期設定が「リボ払い」になっているカードもあるので、支払方法や規約をしっかり確認しましょう。利用明細は必ず確認し、少しでも不審なことがあったらすぐにカード会社に問い合わせることが大切です。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、消費生活センターへ
☎（267）5501
場　所　市役所本館２階
時　間　9：00～16：45
休館日　土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報第268号」から抜粋・イラスト黒崎玄

各種

特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象　日常生活において常に特別な介護が必要な在宅の重度障害者で20歳以上の方（福祉施設入所者と一定期間病院に入院している方を除く）

支給額　月額2万6810円（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象　日常生活において常に特別な介護が必要な在宅の重度障害児で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

支給額　月額1万4580円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限があります。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合先　高齢・障がい福祉課　☎(275)6294

児童扶養手当の改定

児童扶養手当の額は、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて、手当額を改定する「自動物価スライド制」で定められます。

平成29年4月分からの児童扶養手当額については、平成28年の年平均の全国消費者物価指数の結果に応じて0.1%引き下げとなります。月額は次のとおりです。

■新しい児童扶養手当額

▼児童1人の場合

全部：4万2290円

一部：9980円～4万2280円

▼児童2人の場合

全部：9990円

一部：5000円～9980円

▼児童3人目以降の場合

全部：5990円

一部：3000円～5980円

問合先　こども家庭課　☎(275)6349

日赤活動資金にご協力を

日本赤十字社の災害救護、国際活動、医療事業、血液事業等の活動は、皆さんからご協力いただいている活動資金で成り立っています。

5月と6月は、赤十字運動月間です。日赤活動をご理解いただき、活動資金へのご協力をお願いします。

受付・問合先　社会福祉課　☎(275)6283

第2次高石市耐震改修促進計画にかかるパブリックコメント実施

平成20年に策定した高石市耐震改修促進計画について、建築物の耐震化をより一層進めるため、新たに計画策定を行います。パブリックコメントは、計画（案）についてご意見をいただくため実施するものです。

閲覧期間　5月22日まで

閲覧場所　危機管理課・市内各公共施設（市ホームページで閲覧可）

問合先　危機管理課　☎(275)6247

支援教育の取組み

市内の各幼稚園や小中学校では、支援を必要とする子どもたちが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。

第5火・金曜日はペットボトル、プラスチック製容器包装の収集日です

平成29年度から、資源ごみのペットボトル、プラスチック製容器包装は、新たに第5火曜日（千代田・羽衣・西取石・取石）、第5金曜日（高師浜・東羽衣・加茂・綾園）も収集を実施します。

※収集時間が通常より早くなることがあるのでご注意ください。

問合先　生活環境課 ☎(275)6266

今年度の第5火・金曜日はこちら

5月30日・6月30日
8月29日・9月29日
10月31日・12月29日
1月30日・3月30日

各学校園の協力体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもたちだけでなく、通常学級に在籍する支援を必要とする子どもたちについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握し、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や必要な支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある児童・生徒への支援も進めるとともに、各学校園における支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもたちの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、ともに生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

問合先 学校教育課 ☎(275)6434

セアカゴケグモにご注意を！

平成7年に市内でセアカゴケグモが発見されて以来、現在でも生息が確認されているのでご注意ください。

見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。

駆除の方法…クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー（クモ用またはゴキブリ用）を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。

もし、かまれたら…患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

猫にエサを与える前に

猫にむやみにエサを与えると、猫が異常に増えて、フンや尿、鳴き声などで周囲に迷惑をかけてしまいます。また、不特定の人からエサをもらうことは、猫の健康面からも良いことではありません。エサを与える前に考えてみましょう。

飼い猫については、周囲の方の迷惑にならないよう室内で飼いましょう。室内で飼うことで感染症や事故の防止にもつながります。

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

飼い主の皆さん、マナーを守れていますか？

犬や猫のふん・鳴き声・放し飼いなどの苦情がよせられています。

家族の一員となるペットを飼う場合は、愛情をもって責任のある飼い方をしましょう。

▼犬を散歩させる時は、必ずリード（引き綱）を付けてください。

▼犬のふんの後始末を忘れず、きちんと処理してください。

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

視覚障がいをお持ちの方を支える周囲の方へ 声の広報はご存知ですか？

視覚障がいをお持ちの方向けに毎月「声の広報たかいし（CD版の広報）」を発行しています。各種生活情報をお求めの方へお勧めです。周囲に視覚障がいをお持ちでご利用がまだの方がいらっしゃれば、ぜひお知らせください。

お求めの場合は、市視覚障害者福祉会事務局☎(262)0580へお問い合わせください。

平成28年度の余った無料普通ごみ処理券を 日用品と交換します！

平成28年度の無料普通ごみ処理券（茶）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレットペーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのごみ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレットペーパー1ロールと交換します。

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

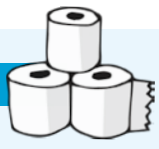

交換期間

5月20日（土）～26日（金）

午前10時～午後5時

市役所（別館1階 会議室111）

ご高齢等のために会場に来ることが難しい場合は、ご相談ください。

みんないっしょに生きる社会を

まっぽっくり

日本国憲法を考える

昭和22年5月3日に日本国憲法が施行され、これを記念して5月3日を「憲法記念日」、そして1日～7日までの1週間は「憲法週間」と定められました。

さて、本年は憲法の意義という観点から、日本国憲法を見ていきたいと思います。

日本国憲法の基本原則は、立憲主義の考え方に基いています。この立憲主義の憲法とは、国民の自由を守り、人権の保障を宣言し、権力分立を原理とし、それに従って統治する政治のあり方を定めた憲法のことで、日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三大原則と、立法権、行政権、司法権の三権分立を基本とする政治の仕組みである統治機構を定め、前文と11章103条で構成されています。前文には、この憲法がなぜ、何のために、どのような考えでつくられたかが書いてあります。

それでは、三大原則と三権分立を前文並びに各章に沿って見ていくことにします。始めに国民主権については、前文に、「ここに主権が国民に存する事を宣言し、この憲法を確定する。」と、国民主権の原則を打ち出しています。そして、第1章天皇の第1条（天皇の地位・国民主権）において、天皇は象徴であるとし、主権の存する日本国民の総意に基くとあり、国民主権を定めています。

次に、基本的人権の尊重については、第3章国民の権利及び義務の各条文において、基本的人権の尊重を謳いあげています。

また、平和主義についてはまず前文で、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすると決意を示し、同時に、恒久の平和を念願し、われらの安全と生存を保持することとし、さらに第2章戦争の放棄の第9条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）において、平和主義という原則を採用したことを示しています。

第4章国会から、第5章内閣、第6章司法、第7章財政、第8章地方自治においては、三権分立を基本とする統治機構についてを規定しています。そして、第10章最高法規においては、日本国憲法の意義を最も端的に定めているのではないでしょうか。概要は次の3つが定められています。第97条（基本的人権の本質）において、この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。さらに、第98条（最高法規、条約及び国際法規の遵守）では、この憲法は国の最高法規であり、どのような法律も、これに反してはいけない。また、第99（条憲法尊重擁護の義務）では、この憲法を守る義務は、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員（Ⅱ国の政治を行う権力者）にある。

このように、日本国憲法は、自由で公正な社会を築き、支えていく上で重要な国家と個人、あるいは個人相互の基本的なあり方を、国民自身が定めたものであり、私たちにとって、もっともっと身近なものにしていければと思います。

人権推進課
☎（275）6279

資格取得をめざす！
求職者の方を応援します！

～求職者資格取得支援補助金～

未就労者の就業を支援するために、厚生労働大臣指定教育訓練講座を修了した方へ資格取得支援補助金を支給します。（要事前相談）

対象　次のいずれにも該当する方（学生を除く）
①市内在住であること
②厚生労働省が実施する教育訓練給付金の受給資格がないこと
③講座の受講について、市から他の助成を受けていないこと

補助額　講座受講料の50％
（入学金・教材費含む、上限3万円）

問合先　経済課 ☎(275)6149